

議案第一八号

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例について  
三朝町長等給与条例の一部を、別紙のとおり改正する。

昭和四十年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例

三朝町長等給与条例（昭和二十八年三朝町条例第十八号）の一部を次にお  
り改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二

収入役	助役	町長	已分		車馬賃 (1日に3)	日当(1日に3)	宿泊料(1夜に3)		食卓料 (1夜に3)	
			県内	県外			県内	県外		
		運賃 二等			七月	三五〇	四〇〇	一八〇	二二〇	三〇〇
		運賃 一等				三三〇	三八〇	一六五	二〇〇	三〇〇
		運賃 上級				三三〇	三八〇	一六五	二〇〇	三〇〇
						三一〇	三六〇	一五〇	一八〇	三〇〇
						三三〇	三八〇	一六五	二〇〇	三〇〇